

大分大学工学部教務委員会規程

平成16年4月1日制定
平成16年工学部規程第10号

(設置)

第1条 大分大学工学部に、教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、教務に関する事項について企画・審議し、連絡調整を行い、関係事務の円滑な遂行に資することを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教務委員長
 - (2) 副教務委員長
 - (3) 各学科等の教員のうちから選出された者各1人
- 2 第1項第3号の委員は、教授会の議を経て、学部長が任命する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 委員が欠員となった場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、教務委員長をもって充てる。
2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
3 委員会に副委員長を置き、副教務委員長をもって充てる。
4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の議事は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第7条 前条の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。
2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加したものとする。
3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(事務)

第8条 委員会の事務は、理工学部事務部学務係において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される第3条第1項第2号の委員のうち機械・エネルギーシステム工学科機械コース、電気電子工学科電気コース及び福祉環境工学科メカトロニクスコースから選出された委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成19年工学部規程第9号）
この規程は、平成19年12月5日から施行する。

附 則（平成26年工学部規程第13号）
この規程は、平成26年6月4日から施行する。

附 則（平成29年工学部規程第7号）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。